

平成 29 年 9 月 1 日

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク

代表幹事 片桐 逸夫 様

狭山市民オンブズマン

代表幹事 田中 寿夫 様

公開質問状に対するご回答

埼玉県議会 無所属県民会議

代表 鈴木 正人

質問（1） 事件の感想

今回、自民党県議団に所属していた議員が政務活動費の使用に関して辞職したことは、県民に対して議会の信頼を失墜させる行為であり、誠に遺憾です。

相手業者の印鑑まで作って領収書を偽造した大変悪質な不正受給行為であって、辞職は当然としても、本人は記者会見を開いて、どうしてこのような行為に及んだのか、事の経緯をしっかりと県民に対して説明し、公の場で県民に対して謝罪すべきです。

また再発防止のためにも、埼玉県議会として議員全員の政務活動費の領収書をネット公開することが必要です。

まずは当会派より提案した「議会あり方検討会」か、超党派で提案した「議会改革特別委員会」などを埼玉県議会として直ちに設置すべきと考えます。

この件を一人の議員の辞職で幕引きとせず、再発防止の抜本的解決に向けて、特に所属していた自民党県議団は単独過半数を持つ責任会派としてしっかり対応してもらいたいと考えます。

質問（2） 過去の再チェック

(2-2) しない。

【理由】当会派は、結成からの 2 年間、会派内規則も定め、適切に運用してきたため。

質問（3） 5 要件の必要性（年月日、金額、使途、発行者、宛名）

(3-3) その他

【補足】発行者によって必ずしも 5 要件が揃わない場合があります。その際でも年月日、金額、発行者は必須要件で、その他は領収書添付用紙の余白に補記しています。

質問（4） 第三者チェック

(4-1) 必要である

質問 (5) あり方検討会の設置

(5-2) 設置すべきだ。

【補足】 当会派は、政務活動費の在り方の検討を含む「議会あり方検討会」（もしくは議会改革特別委員会の設置）を求め続けて参りました。

質問 (6) 完全後払い方式

(6-1) 導入の検討をする。

質問 (7) 条例について

(7-3) 条例改正以外の方法を検討する。

質問8 収支報告書及び領収書のホームページ公開

(8-1) 議会のHPに掲載すべき

【補足】 収支報告書については、当会派では各議員が自主的に公開しています。

質問9 会計帳簿の公開（議会HPや会派HPに）

(9-1) 議会HPに掲載すべき。

質問10 海外視察・国内視察

(10-1) 視察報告書をHPに掲載すべき。

質問11 政務活動費を充てた広報誌の議会HPへの掲載

(11-3) その他：各自のHPに掲載すればよい。

質問12 領収書への会派名・議員名の両名記載、及び請求書・明細書・内訳書等の添付

（意見記載）

会派名よりも議員個人名（もしくは会派支部名）を優先して掲載することで、使用者の特定に繋がるため推奨すべきと考えるが、両名記載を必須とするべきか検討が必要と考えます。

また各議員が必要に応じて、より丁寧な説明責任が果たせるよう、請求書・明細書・内訳書などを一定期間保管しておくことも検討する余地があると考えます。

以上